

久留米市どうぶつ「YOU・友」事業推進協議会  
啓発パネル貸与に関する事務処理要領

(目的)

第1条 この要領は、動物の愛護及び適正な飼養の推進について市民に広く周知及び啓発するため、久留米市どうぶつ「YOU・友」事業推進協議会（以下「協議会」という。）が所有する啓発パネル（以下「パネル」という。）を貸出す場合の取扱いについて定めるものとする。

(貸与の対象)

第2条 貸与の対象者は、市内で動物の愛護及び適正な飼養の推進を行っている団体（宗教団体又は政治団体を除く）及び個人とする。

(貸出期間)

第3条 パネルの貸出期間は、展示しようとする期間に搬入、搬出等に必要の日数を加えた期間とする。ただし、展示期間は概ね1週間以内とする。

(貸出料)

第4条 パネルの貸出しは、無料とする。ただし、パネルの貸出しに伴う搬入、搬出等に要する費用は、利用者が負担することとする。

(貸出の申込み及び決定)

第5条 パネルの貸出しを受けようとする団体の代表者又は個人は、啓発パネル貸与申請書(第1号様式)により会長に申し込まなければならない。

2 会長は、前項の申込みがあった時は、その内容を審査し、適当と認める場合は貸与する。

(パネルの取扱い等)

第6条 利用者は、パネルの著作権を侵害してはならない。また、展示による広報以外の目的でこれを利用してはならない。

2 パネルの紛失、破損又は汚損等があった場合は、速やかに会長に報告するものとし、その指示により修理、弁償等を行うものとする。

(パネルの返還)

第7条 利用者は、パネルを必要としなくなったとき、又は貸与期間が終了したときには、現状に回復し、速やかに返還しなければならない。

(附 則)

この要領は、平成28年4月1日から施行する。